

## 令和 6 年能登半島地震を踏まえた水道局の災害対応について

令和 6 年能登半島地震を踏まえた課題と対応については、令和 6 年 9 月 19 日の常任委員会で報告を行いました。

その後、課題を踏まえた取組として、民間団体や企業との連携につながった内容や災害拠点病院等の給水管の状況などについて報告します。

### 1 機械・電気設備等の応急措置に関する協定

#### (1) 概要

能登半島地震では、電力通信ケーブルの断線や薬品注入設備の配管損傷等の被害があり、施設の応急復旧に遅れが生じました。復旧に従事した職員からは、応急復旧のため、資機材の運搬や復旧にあたる人員が不足し、局職員だけでは迅速な復旧が困難であるとの報告を受けました。

そこで、災害時に市内事業者と協力して水道施設の機械・電気設備等を迅速に復旧できるようにするため、一般社団法人横浜管機設備協会と協定を締結しました。

協定名称：災害時における水道施設等の応急措置に関する協定

協定の相手先：一般社団法人 横浜管機設備協会

締結年月日：令和 6 年 12 月 23 日

協定の内容：○災害時における水道施設の機械・電気設備等の応急措置活動  
○応急措置訓練の実施

#### (2) 今後の取組

情報連絡体制の整備や、水道施設の理解を深める研修、水道局が保管する災害復旧資機材の運搬訓練を合同で行うことで、災害時の迅速な応急復旧につなげていきます。



写真 1 横浜管機設備協会との協定締結式

## 2 民間タンクローリー車を活用した応急給水に関する協定

### (1) 概要

能登半島地震では、全国各地の水道事業者による応急給水のほか、水道事業者と協定を締結した民間事業者による運搬給水も行われました。本市では、災害時給水所の整備のほか、他都市水道事業者や横浜市管工事協同組合との協定締結等、災害時等の飲料水を確保する取組を行っていますが、災害等への備えでは、より多くの関係者と協力関係を構築しておくことが重要です。

そこで、運搬給水をより迅速かつ効率的に行うため、飲料水用の大型タンクローリー車を保有している横浜運送株式会社と協定を締結しました。

協定名称： 災害時等における応急給水に関する協定

協定の相手先： 横浜運送株式会社

締結年月日： 令和7年3月6日

協定の内容： ○災害時等の運搬給水による応急給水支援活動  
○充水、応急給水、情報受伝達訓練の実施



写真2 横浜運送(株)の  
タンクローリー車(9t)

### (2) 今後の取組

情報連絡体制の整備や応急給水訓練等を合同で実施することで、災害時等の新たな飲料水確保の手段を構築し、円滑な運搬給水につなげていきます。

## 3 災害時における病院への給水

### (1) 病院の給水管の調査

能登半島地震では、多くの病院において、停電・断水等により入院診療に制限が生じたため、本市における重要施設である病院(116施設)について、管路の分岐部から受水槽まで(図1:点線部)の給水管の種類や口径、設置年度等について調査を実施し、現状把握を行いました。

なお、当局所有の配水管については、前回(令和7年2月13日)の常任委員会でご報告した「上下水道連携による水道施設耐震化の取組について」のとおり、順次耐震化を進めています。

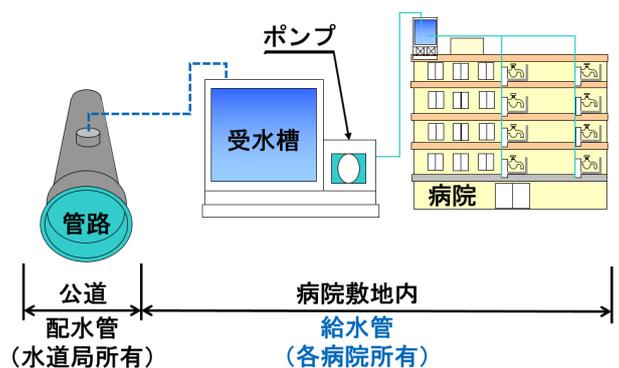


図1 配水管と給水管の違い

### (2) 病院の給水管の耐震性

水道管の耐震性能については、国の「管路の耐震化に関する検討報告書」等に記載がありますが、対象は配水管などの基幹管路となっており、給水管を対象とした基準はありません。このため、今回の調査においては耐震性の評価には至りませんでした。

### (3) 応急給水方法

災害拠点病院及び救急告示医療機関については、耐震化された消火栓から病院敷地内の受水槽までを給水ホースでつなぎ、応急給水を行います。

また、それ以外の病院を含めた重要施設については、市区災害対策本部からの要請により、給水車等を活用して運搬給水を行います。

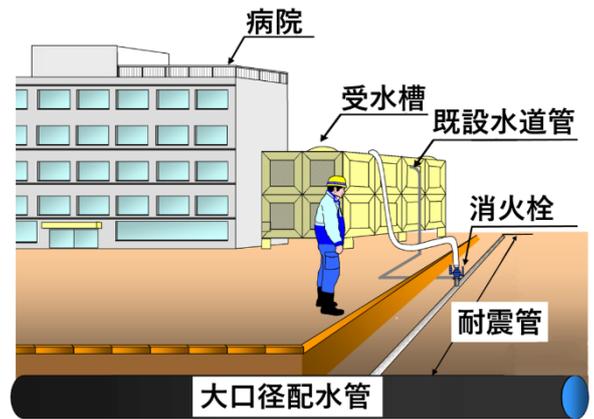


図2 災害拠点病院、救急告示医療機関への応急給水（イメージ）

### (4) 今後の取組

給水管の耐震基準を明確に定義するとともに、受水槽までの給水管を、耐震基準を満たした管に指定できるよう、国へ要望します。

耐震基準が定義された場合には、国の方針に基づき、耐震性強化のメリットについてお知らせしていきます。

なお、発災時における病院への給水について、引き続き医療局と連携して検討していきます。